



2025年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 東 京 地 下 鉄 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 村 明 義
(コード番号：9023 東証プライム市場)
問 合 せ 先 I R 室 長 黒 沢 航 平

譲渡制限付株式による株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式を用いた①事前交付型譲渡制限付株式による報酬制度（以下「本制度①」といいます。）と②業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度（以下「本制度②」といいます。）の二種類の株式報酬制度（以下併せて「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を 2025 年 6 月 25 日開催予定の第 21 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が当社の業績・株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上、企業価値の増大及び中期経営計画達成に向けた意識を高めることを目的として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2004年 3 月 24 日開催の創立総会において当社の取締役（社外取締役分を含みます。）の報酬額を年額 300 百万円以内とご承認いただいておりますが、本制度に係る報酬枠は、上記の報酬枠とは別枠として、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式（下記（3）イ又は（4）イの譲渡制限付株式割当契約を当社と対象取締役との間で締結することによって、当社の普通株式に譲渡制限を付したものをいいます。）を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を会社 に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させる

ものです。

本制度は、以下の二種類の譲渡制限付株式報酬制度から成ります。

[本制度①：事前交付型譲渡制限付株式報酬]

原則として毎年、役位等に応じた数（なお、本制度②とは異なり、業績には連動しません。）の当社の普通株式を付与し、退任（対象取締役及び当社の執行役員のいずれでもなくなったことをもって「退任」とし、以下同様とします。）までの譲渡制限を付する「譲渡制限付株式報酬」の制度（本制度①）

[本制度②：業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）]

一つの中期経営計画期間（取締役会において決定する複数事業年度の期間とします。）を「業績評価対象期間」とし、原則としてその終了直後の事業年度に、当該中期経営計画期間における業績目標の達成度に応じた数の当社の普通株式を付与し、退任までの譲渡制限を付する「業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）」の制度（本制度②）

本制度において譲渡制限付株式報酬として付与する当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、いずれも、かかる普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、以下同様とします。）と同額とします。本制度に基づく譲渡制限付株式の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

（2）金銭報酬債権の金額及び株式数の上限

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、当社の各中期経営計画期間当たり当該中期経営計画期間に含まれる事業年度数に150百万円を乗じた額以内（中期経営計画期間が三事業年度の場合は450百万円以内）といたします。

また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、当社の各中期経営計画期間当たり当該中期経営計画期間に含まれる事業年度数に100,000株を乗じた株数以内（中期経営計画期間が三事業年度の場合は300,000株以内）といたします。ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、この上限数は、かかる分割比率又は併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

（3）本制度①（事前交付型譲渡制限付株式報酬）の内容

ア 付与する金銭報酬債権の額及び付与する譲渡制限付株式の数の決定方法

本制度①に基づき支給する金銭報酬債権の額は、役位等に応じた金額とします。

また、本制度①に基づき付与する譲渡制限付株式の数は、当該金銭報酬債権の額を譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値で除した値に相当する数とします。

イ 譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度①に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約①」といいます。）を締結するものとし、その

内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ・対象取締役は、退任までの間、本割当契約①により付与を受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ・当該報酬の対象である職務執行期間内に正当な理由により退任した場合にはその残存期間に応じた数の当該普通株式を当社が無償取得するほか、一定の非違行為があった場合等には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(4) 本制度②（業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット））の内容

ア 付与する金銭報酬債権の額及び付与する譲渡制限付株式の数の決定方法

本制度②に基づき支給する金銭報酬債権の額及び発行又は処分する当社の普通株式の数は、中期経営計画期間における業績目標の達成度に連動させるものとします。

具体的には、各対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額（以下「役位別基準金額」といいます。）に、業績評価対象期間となる中期経営計画期間における業績目標の達成度に応じた支給率を乗じた金額とします。

また、本制度②に基づき付与する譲渡制限付株式の数は、当該金銭報酬債権の額を譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値で除した値に相当する数とします。

上記金銭報酬債権の額及び譲渡制限付株式の数の具体的な算出方法は当社の取締役会の決議により定めますが、当初の業績評価対象期間（2025年4月1日から2028年3月末日まで）については、以下の＜付与株式数の算出方法＞のとおりとすることを予定しております。

＜付与株式数の算出方法＞

（金銭報酬債権の額が以下の算式の「付与株式算定金額」に該当し、譲渡制限付株式の数が以下の算式の「付与株式数」に該当します。）

付与株式数＝付与株式算定金額÷株式割当株価（※1）

付与株式算定金額＝財務指標算定金額＋非財務指標算定金額

財務指標算定金額＝役位別基準金額×3×0.75×連結ROE支給率（※2）

非財務指標算定金額＝役位別基準金額×3×0.10×鉄道運転事故件数支給率（※3）

＋役位別基準金額×3×0.08×バリアフリー化率支給率（※4）

＋役位別基準金額×3×0.02×顧客満足評点支給率（※5）

＋役位別基準金額×3×0.03×CO₂排出削減量支給率（※6）

＋役位別基準金額×3×0.02×女性管理職比率支給率（※7）

（※1）譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値とします。

（※2）中期経営計画の最終事業年度の連結ROEに応じ、0.0～1.5の間で変動します。

（※3）中期経営計画期間中の鉄道運転事故件数に応じ、0.0又は1.0とします。

（※4）中期経営計画の鉄道施設バリアフリー化率に応じ、0.0又は1.0とします。

（※5）中期経営計画期間終了時点のJCSI（日本版顧客満足度指数）における「顧客満足」評点に応じ、0.0～1.5の間で変動します。

（※6）中期経営計画期間終了時点の当社グループ全事業におけるCO₂排出削減量目標達成率に応じ、0.0～1.5の間で変動します。

（※7）中期経営計画期間中の女性管理職比率に応じ、0.0又は1.0とします。

なお、上記の算出方法は、標準的な算出方法を示したものであり、業績評価対象期間における業績指標が確定する前に対象取締役が退任する場合等、対象取締役の在任期間が業績評価対象期間の一部のみである場合や業績評価対象期間中に役位の変更がある場合には、「付与株式

算定金額」「付与株式数」に合理的な調整を加えます。

なお、業績評価対象期間終了後に各対象取締役が付与する金銭報酬債権の額を決定する取締役会決議が行われるまでに正当な理由により退任する場合等、取締役会で定める所定の場合には、当該対象取締役に付与する当社の普通株式に譲渡制限を付さないことがあります。また、本制度②に基づく譲渡制限付株式の割当日より前に当社について組織再編がある場合等、取締役会で定める所定の場合には、金銭報酬債権に代えて、同様の方法により算出した金銭を支給することがあります（この場合には当社の普通株式の付与は行いません。）。

イ 譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度②に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約②」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ・対象取締役は、退任までの間、本割当契約②により付与を受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ・一定の非違行為があった場合等には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以 上